

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(平成 年分)

氏名 _____

提出用

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは「変動所得・臨時所得の説明書」を参照してください）。
申告書B第一表の「税金の計算」欄の②⑥（申告書第三表（分離課税用）は⑦）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

1 変動所得・臨時所得の金額

変種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
動	円	円	円	円
所				
得	本年分の変動所得の合計額			①
	①のうち雑所得に係る金額			②

臨種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
時	円	円	円	円
所				
得	本年分の臨時所得の合計額			③
	③のうち雑所得に係る金額			④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変動所得の計算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円	← 前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。
		前年分の変動所得の金額	⑥		
		変動所得の平均額 (① - (⑤ + ⑥) × 1/2)	⑦		← ((⑤ + ⑥) × 1/2) の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦		
平均課税対象金額 (③ + ⑦)			⑧		→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記してください。
課税される所得金額			⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の②⑥（申告書第三表（分離課税用）は⑦）の金額を転記してください。
調整所得金額の計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 (⑨ - (⑧ × 4/5))	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 (⑨ × 1/5)	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫		← 確定申告の手引きの税金の計算の課税される所得金額に対する税額で求めた税額を書いてください。
	平均税率		⑬	%	← (⑫ / ⑩) × 100 (小数点以下切捨て) を書いてください。
	特別所得金額⑪に対する税額 (⑪ × ⑬)		⑭	円	→ 申告書B第一表の「税金の計算」欄の②⑦（申告書第三表（分離課税用）は⑧）に転記してください。
	税額の計 (⑫ + ⑭)		⑮		

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円	→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記してください。また、上の①の金額が0円の方は、その「区分」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯		
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯		→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥に転記してください。また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑥は書きません。			

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(平成 年分)

氏名

控
用

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは「変動所得・臨時所得の説明書」を参照してください）。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の②⑥（申告書第三表（分離課税用）は②⑦）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1 変動所得・臨時所得の金額

変種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
動	円	円	円	円
所				
得	本年分の変動所得の合計額			①
	①のうち雑所得に係る金額			②

臨種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (①-②-③)
時	円	円	円	円
所				
得	本年分の臨時所得の合計額			③
	③のうち雑所得に係る金額			④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などを書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などを書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変動所得の計算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円	← 前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。
		前年分の変動所得の金額	⑥		
		変動所得の平均額 (① - (⑤+⑥) × 1/2)	⑦		← ((⑤+⑥) × 1/2)の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦		
		平均課税対象金額 (③ + ⑦)	⑧		→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑩に転記してください。
		課税される所得金額	⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の②⑥（申告書第三表（分離課税用）は②⑦）の金額を転記してください。
調整所得金額の計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 (⑨ - (⑧ × 4/5))	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 (⑨ × 1/5)	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
税額の計算		調整所得金額⑩に対する税額	⑫		← 確定申告の手引きの税金の計算の課税される所得金額に対する税額で求めた税額を書いてください。
		平均税率	⑬	%	← (⑫/⑩) × 100 (小数点以下切捨て)を書いてください。
		特別所得金額⑪に対する税額 (⑪ × ⑬)	⑭	円	→ 申告書B第一表の「税金の計算」欄の②⑦（申告書第三表（分離課税用）は②⑧）に転記してください。
		税額の計 (⑫ + ⑭)	⑮		

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円	→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑩に転記してください。また、上の①の金額が0円の方は、その「区分」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯		→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑩に転記してください。
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯		→ また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑩は書きません。			→ 申告書B第一表の「その他」欄の⑤⑩に転記し、その「区分」欄には「1」を書いてください。

○この用紙は

控用

です。

申告には、必ず

提出用

を使ってください。